様式第12号(第11条、第12条、第13条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  　　年　　月　　日  施設等の名称  施設等の種類  施設等所在地又は里親住所地  設置者等の氏名（法人名等）　　　様  身延町長 | | | | | | | | | | | |
| 児童手当 | | 額改定  額改定請求却下 | | | 通知書（施設等受給資格者用） | | |
| 児童手当の額の改定については | | | | | | | | 請求、届出  職権 | | により、次の | |
| とおり | | 改定  却下 | | | しましたので通知します。 | | | | | | |
| この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、身延町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。  　ただし、上記の期限が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。  記 | | | | | | | | | | | |
|  | 額改定に関する事項 | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | |
| 1　改定後の支給対象児童数 | | | | | | （3歳未満）　　　　　　　　　　　　　　人 | | | |  |
| （3歳以上）　　　　　　　　　　　　　　人 | | | |
| 計　　　　　　　　　　　　　　　人 | | | |
|  | | | | | | | | | | |  |
| 2　改定後の手当月額 | | | | | | （3歳未満）　　　　　　　　　　　　　　円 | | | |  |  |
| （3歳以上）　　　　　　　　　　　　　　円 | | | |
| 計　　　 　　　　　　　円 | | | |
| 3　改定年月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月から  4　増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）   1. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）   (※)4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。 | | | | | | | | | | |  |
| 額改定請求却下に関する事項 | | | | | | | | | | |
| 却下した理由  　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | | | | | |
| 備考 | |  | | | | | | | | |